



平成26年4月25日

各 位

東京都中央区八重洲二丁目3番1号
ソフトブレーン株式会社
代表取締役社長 豊田 浩文
(コード番号 4779 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 木下 鉄平
T E L (03) 6880-2600(代表)

「株式付与E S O P信託」の導入に関するお知らせ

当社は、平成26年4月25日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員向け株式交付制度「株式付与E S O P信託」(以下「E S O P信託」といいます。)の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. E S O P信託導入の目的

当社は、当社従業員に対して自社の株式を交付することで、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的とした株式交付制度として、E S O P信託を導入いたします。

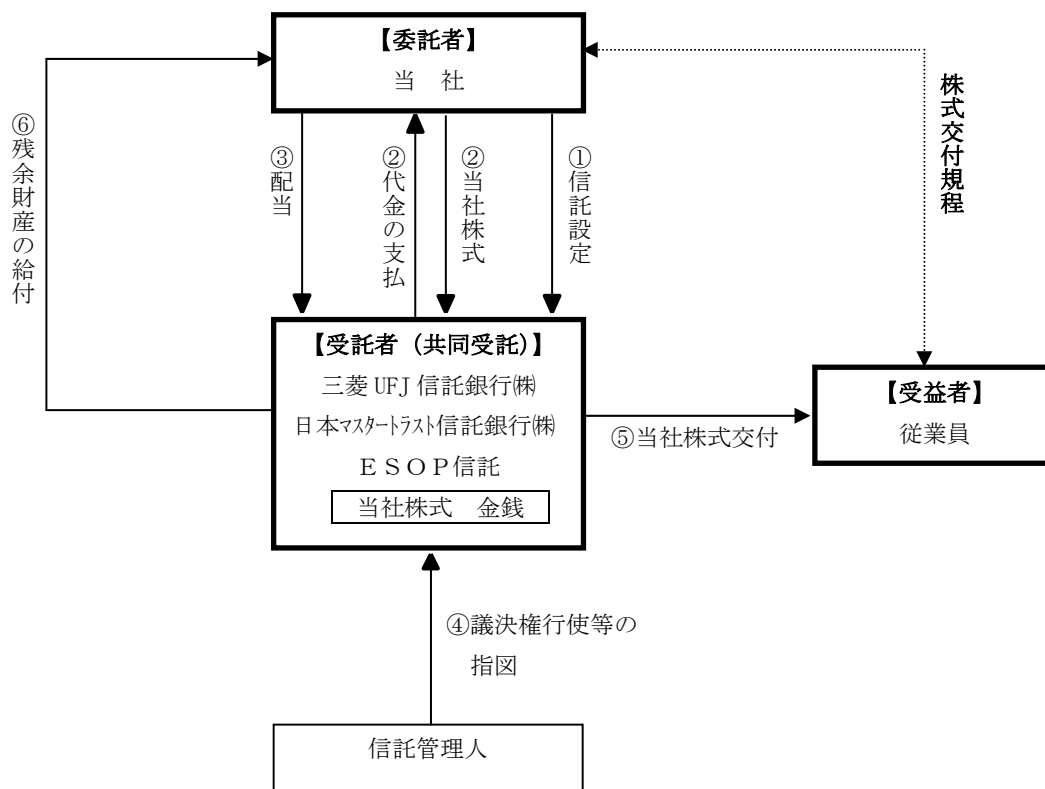
2. E S O P信託の概要

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の従業員向け株式交付制度であり、当社株式を活用した従業員の報酬制度の拡充を図る目的を有するものをいいます。

当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社から取得します。その後、当該信託は、株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の勤続年数、役職等に応じた当社株式を、在職時に従業員へ無償で交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができ、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤務意欲を高める効果が期待できます。なお、当該信託の導入に伴い、現在当社が保有する自己株式1,700,000株(平成25年12月31日)のうち150,000株(約19百万円相当)をE S O P信託に対して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日発表いたしました「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照下さい。

3. E S O P 信託の仕組み



- ①当社は受益者要件を充足する当社従業員を受益者とするE S O P信託を金銭で設定します。
- ②E S O P信託は上記①の当社が拠出した資金をもって、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、信託管理人の指図に従い、当社から予め定める取得期間内に取得します。
- ③E S O P信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ④信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑤当社の株式交付規程に従い、一定の要件を満たす当社従業員は、当社株式を受領します。
- ⑥E S O P信託の清算時に、受益者に株式交付された後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属します。

※1. 受益者要件を充足する当社従業員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

※2. 当社は、企業会計基準委員会が平成25年12月25日に公表した実務対応報告第30号に基づき、会計処理を実施します。

(ご参考) 信託契約の内容

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |
| ② 信託の目的 | 受益者要件を充足する当社従業員に対する株式交付 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 当社従業員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦ 信託契約日 | 平成26年5月12日 |
| ⑧ 信託の期間 | 平成26年5月12日～平成31年5月末日 |
| ⑨ 制度開始日 | 平成26年5月15日 |
| ⑩ 議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 取得株式の総額 | 19,200,000円 |
| ⑬ 株式の取得日 | 平成26年5月13日 |
| ⑭ 株式の取得方法 | 当社自己株式の第三者割当により取得 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社はE S O P信託の受託者となり信託関連事務を行います。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行います。 |

※ 株式付与E S O P信託とは、三菱UFJ信託銀行株式会社および同社の信託契約代理店である株式会社三菱東京UFJ銀行が提供する従業員向け株式交付制度です。

以 上